

令和5年度山形地方最低賃金審議会
山形県特定(産業別)最低賃金第1回(合同)専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月25日(月)午後1時30分～午後2時16分
- 2 場 所 山形労働局大会議室(山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階)

3 出席者 委員24名

(公益)		(労働者側)		(使用者側)	
押野委員	一電・部・整	朝倉委員	一電	岩田委員	一機・部
コーエンズ委員	一機・電	石川委員	一整	大沼委員	一電
本間委員	一機・整	小川委員	一部	佐藤委員	一整
丸山委員	一機・電・部	柿崎委員	一電	鈴木(合)委員	一部
村山委員	一部・整	今田委員	一部	鈴木(仁)委員	一部
		今野委員	一部	高橋(雅)委員	一電
		鈴木(和)委員	一機	丹委員	一機・整
		高橋(英)委員	一整	東海林委員	一整
		長瀬委員	一機		
		西部委員	一機		
		納富委員	一電		

【欠席】使用者側・太田委員一電、保科委員一機

※機：山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業(略称として「一般産業用機械・装置等製造業」)

電：山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(略称として「電気機械器具等製造業」)

部：山形県自動車・同附属品製造業

整：山形県自動車整備業

(事務局) 富田労働基準部長、高橋賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- (1) 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)について
- (3) 各専門部会の開催日程(案)について
- (4) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査の結果について
- (5) その他

5 議事経過

○事務局：高橋

ただ今から、令和5年度山形地方最低賃金審議会山形県特定最低賃金第1回合同専門部会

を開催いたします。お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議は、専門部会設置後、はじめての会議であり、部会長の選出前でありますので、慣例に従いまして、山形労働局長が招集いたしました。部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。さて、特定最低賃金専門部会は、四つの産業ごとに開催されるものでございますが、各部会とも第1回につきましては、部会長・部会長代理の選出、専門部会運営規程や審議日程の確認、基礎調査結果の報告、資料の説明等が主な内容でありますので、四つの専門部会合同での開催とさせていただきます。当専門部会の会議の開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。本日は一般産業用機械・装置等製造業専門部会の使用者側保科委員、電気機械器具等製造業専門部会の使用者側太田委員のお二人が欠席されておりますけれども、各専門部会とも定足数を満たしておりますので、この合同専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。本日、お集まりいただきました委員の皆様は、9月15日付けで山形地方最低賃金審議会山形県特定(産業別)最低賃金専門部会委員として任命されております。辞令書をお手元に配付しております。任期は当専門部会の廃止までとなります。どうぞよろしく願いいたします。それでは、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の富田からごあいさつを申し上げます。

○富田労働基準部長

労働基準部長の富田でございます。本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この山形県特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。ご案内がありましたとおり、皆様方には9月15日付けをもって専門部会委員として任命をさせていただいたところでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。さて、本年度の山形県地域別最低賃金につきましては、9月14日に官報公示を行っておりまして、10月14日から46円引上げ、900円として発効することとなっております。また、本県で設定されております4件の特定最低賃金につきましては、9月5日に山形労働局長から改正決定の諮問を行い、専門部会でのご審議をお願いしたところでございます。ご承知のとおり、特定最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会報告で関係労使のイニシアティブ発揮によって決定されるべきものと位置付けられております。委員の皆様方におかれましては、公私ともに忙しい中、大変ご苦勞をお掛けするところでございますが、全会一致による結審となりますよう、特段のご配慮を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局：高橋

それでは、ここで、委員の皆様をご紹介いたします。お配りしております資料の1ページの名簿をご覧くださいと思います。一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、公益委員として、コーエンズ委員です。本間委員です。丸山委員です。労働者側委員として、鈴木委員です。長瀬委員です。西部委員です。使用者側委員として、岩田委員です。丹委員です。保科委員、本日はご欠席です。電気機械器具等製造業の専門部会については、公益委員として、押野委員です。コーエンズ委員です。丸山委員です。労働者側委員として、朝倉委員です。柿崎委員です。納富委員です。使用者側委員として、太田委員、本日はご欠席です。大沼委員です。高橋委員です。自動車・同附属品製造業の専門部会については、公益委員として、押野委員です。丸山委員です。村山委員です。労働者側委員として、小川委

員です。今田委員です。今野委員です。使用者側委員として、岩田委員です。鈴木委員です。鈴木委員です。自動車整備業の専門部会については、公益委員として、押野委員です。本間委員です。村山委員です。労働者側委員として、石川委員です。小野委員です。高橋委員です。使用者側委員として、佐藤委員です。丹委員です。東海林委員です。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、事務局を務めます山形労働局の職員をご紹介します。労働基準部長の富田です。賃金指導官の那須です。賃金係の丹野です。賃金室長の高橋です。事務局一同、円滑な部会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事の（１）各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行いたいと思います。部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条第2項の規定により公益委員のうちから選出することとなっております。事務局案をご提案申し上げます。一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、部会長に丸山委員、部会長代理にコーエンズ委員。電気機械器具等製造業の専門部会については、部会長に押野委員、部会長代理に丸山委員。自動車・同附属品製造業の専門部会については、部会長に村山委員、部会長代理に押野委員。自動車整備業の専門部会については、部会長に本間委員、部会長代理に村山委員。以上のおりご提案申し上げます。皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、事務局提案のとおりいたします。それでは、ここからの議事進行は、四つの専門部会の部会長を代表して電気機械器具等製造業専門部会の押野部会長にお願いいたします。

○押野部会長

ただ今、電気機械器具等製造業専門部会の部会長を拝命いたしました押野でございます。特定最低賃金の審議におきましては、労使委員の皆様のイニシアティブにより、全会一致をめざして充実した審議を行ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは議事に入ります。議事の（２）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：高橋

資料の２ページをご覧ください。山形地方最低賃金審議会運営規程、こちらは本審議会の規程でございます。次に４ページをご覧ください。こちらが専門部会の運営規程でございます。この運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程によって定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って運営することになります。主な条文についてご説明いたします。第２条は専門部会の招集について定めております。第３条はテレビ会議システムを利用した出席について、及び会議欠席等の場合の通知について定めております。第４条は部会長は会議の議長となり議事を整理することとなっております。第５条は会議の公開について定めております。会議は原則として公開する。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとなっております。専門部会では、具体的な金額審議を行いますので、個人情報の保護あるいは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの理由で非公開の運用にしているところです。第６条は議事録の作成について定めております。第５条と同様に公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場

合には、議事要旨を作成して公開する、となっております。第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、会長に報告する、となっております。こういったところが主な内容でございます。今年度は改定の必要はなく、現行の規程で運営してまいりたいと考えております。

○押野部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見やご質問等はございませんか。それでは、専門部会運営規程については、現行の規定に則って運営していくことを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）次に議事の（3）専門部会の開催日程（案）について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

資料6ページに専門部会の開催日程を載せております。日付順に載せております。1枚めくっていただきまして、7ページ、専門部会ごとにまとめたものがありますので、こちらに沿ってご説明したいと思います。特定最低賃金専門部会については、令和4年1月7日に開催した全員協議会において、特定最低賃金専門部会の審議回数については、当初の設定回数を4回とする、と確認をいただいたところでございます。この設定回数4回といいますのは、本日の合同専門部会を含めて4回ということですので、実質的な金額審議を3回行っていたということになります。大変お忙しい中とは存じますが、円滑なご審議により結審できますよう特段のご協力をお願い申し上げます。それでは、具体的な日程案についてご説明いたします。一般産業用機械・装置等製造業が、第2回、10月2日、月曜日、午前10時。第3回、10月12日、木曜日、午前10時。第4回、10月23日、月曜日、午前10時。電気機械器具等製造業が、第2回、9月28日、木曜日、午前10時。第3回、10月10日、火曜日、午前10時。第4回、10月19日、木曜日、午前10時。自動車・同附属品製造業が、第2回、10月5日、木曜日、午後3時。第3回10月10日、火曜日、午後3時。第4回、10月16日、月曜日、午後3時。自動車整備業が、第2回、9月26日、火曜日、午前10時。第3回、10月4日、水曜日、午後1時30分。第4回、10月13日、金曜日、午前10時。以上のとおりご提案申し上げます。なお、日程の調整に当たっては、事前に委員の皆さんからご都合をお伺いしたところでございますけど、全ての専門部会を全員の出席で開催するということは大変難しく、できるだけ多くの方からご出席いただけるように調整いたしましたけど、不都合とのご連絡をいただいていた日時での設定になってしまった委員もいらっしゃいます。誠に申し訳ございません。大変厚かましいのですが、更なる日程調整をお願いできればありがたいと存じます。なお、事前の予定でのことですが、2名以上が欠席というところはなく、お一人だけの欠席の状態、又はかなりのところが全員ご出席いただけるところで組んでいますので、どうぞよろしく願いいたします。以上、ご提案申し上げます。

○押野部会長

ただ今の開催日程案について、委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見等なければ、事務局案のとおりで開催していくこととしますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。それでは事務局案のとおりで開催することといたします。次に、議事の（4）令和5年度最低賃金に関する基礎調査の結果について、事務局から説明してください。

○事務局：丹野

資料Ⅱ－1、11ページより、令和5年度最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。12ページをご覧ください。はじめに本件調査の概要について要点をご説明いたします。昨年度と変わりありませんが調査の区域については山形県全域を対象として行っております。調査産業、調査事業所につきましては、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉業、それと理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。調査対象事業所につきましては、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。事業所の抽出方法につきましては、令和3年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。今年度の対象事業所数は1,876件を対象といたしました。昨年度の対象事業所数は1,611件でございましたので、対象事業所数は265件増加いたしました。調査実施期間については資料のとおりとなります。今年度の回収率についてですが、回答事業所数は1,394件で率にすると74.3%、そのうち6月1日現在において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除きました有効回答数は1,178件で率にしますと62.8%でした。昨年度につきましては、回収率が67.0%、有効回答率が58.5%でございました。調査事項は4の(1)から(4)に記載した事項になります。6月1日現在の労働条件にて6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては1時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業所規模別、年齢別に母集団の労働者数に還元して集計しております。なお所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除いたものになります。また、本件調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となります。続きまして、13ページ「2特定(産業別)最低賃金の未満率及び未満者数」になります。四つの産業別、規模別に3年度分を載せた表となっております。4業種それぞれの未満率、未満者数ですが、一般産業用機械・装置等製造業については未満率が4.0%、未満者数64人。電気機械器具製造業は、未満率11.9%、未満者数578人。自動車・同附属品製造業については、未満率11.0%、未満者数176人。自動車整備業については、未満率2.6%、未満者数15人、といった結果となりました。参考として改正前最低賃金に対する未満率・未満者数及び改正後の影響率・影響者数について載せております。14ページからは、各特定最低賃金の10年度分の各数値について集計したものになります。表の見方について14ページにてご説明いたします。1は特定最低賃金の推移としまして、各年度の改正時間額、引上げ額、引上げ率、効力発生日等を記載しております。令和5年度につきましては、改正前ですので改正前時間額のみ記載でその他は空欄となっております。2は適用事業所数、適用労働者数となります。3は未満率・未満者数となります。こちらは年度ごとの改正前の最低賃金額に達していない労働者の割合となっております。その下に事業所規模別の未満率も載せております。4は影響率になります。令和4年度までの改正後の最低賃金額に達していない労働者の割合になります。令和5年度は改正前ですので空欄となっております。5は特性値の推移として第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数をそれぞれ載せております。6は参考として山形県最低賃金の推移を載せております。3の未満率と5の特性値は改正前の時間額に対する値となりますのでご留意ください。四つの特定最低賃金について作成しておりますので、後ほどご覧ください。続いて、18ページから各特定最低賃金の引上げ率及び影響率になります。各産業とも引上げ額0円から50円まで一覧表にしておりますので、後ほどご覧ください。1点補足点を申し上げます。現行時間額の右の方に調査母集団として各産業における母集団労働者数を記載しております。一般産業用機械・装置等では919円の右の方、1,577人となっております。

ります。戻っていただきまして、14ページ、2の適用事業所・適用労働者数の推移と比較していただくと人数が相違していることがわかるかと思えます。こちらの人数が異なる原因ですが、基礎調査では事業所規模が100人又は30人未満の事業所のみを対象としておりますので、適用労働者数を調査した時と基礎調査の対象が一致していないことが原因となります。以上補足でございました。最後に、22ページから各特定最低賃金の調査結果表になります。これらについては適用除外者を除いた数値になります。表の見方について、一般産業用機械・装置等製造業で説明いたします。表の一番上の中心あたりに産業ということで業種が記載しており、略称で記載しているものもございます。左の方、時間当たり所定内賃金の枠、現行の時間額のマイナス10円から1500円以上の賃金階層となっております。一般産業用機械・装置等製造業ですと918円の金額帯に赤い線を引いておりますが、こちらは現行の時間額を下回っている労働者数、いわゆる未満者数になっており、カッコの中の数値は未満率となります。他3業種についても同様の仕様となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。基礎調査の説明は以上になります。続きまして、35ページ資料Ⅱ-2、改定状況調査に関するご説明になります。基礎調査は当局が実施したものになりますが、改定状況調査は厚生労働省本省が行ったものになります。今回の調査は、16,489事業所へ調査票を送付して得られた回答を集計した結果となっております。集計労働者数が32,180人、調査項目は5の(1)及び(2)に掲げられている事項となっております。37ページ、第1表をご覧ください。これは、今年1月から6月に賃金引上げあるいは引下げを実施した、又は賃金の改定を実施しなかったという三つの区分で、事業所単位で集計したものです。目安のランク別に事業所の割合を示しております、左上の産業計のランク計を見ていただくと、今年引上げを実施した事業所は43.5%で、昨年の36.9%より6.6ポイント上昇しています。また、7月以降も賃金改定を実施しない事業所は38.4%で、昨年の46.8%より8.4ポイント減少しています。山形県が属するCランクを見ますと、引上げ実施が42.4%、7月以降も改定しないが38.2%、7月以降改定予定が18.8%でございます。次に、38ページ、第2表です。これは、回答があった平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左の表、賃金引上げを実施した事業所の産業計・ランク計を見ていただくと、平均賃金改定率は4.3%と、昨年の3.5%より大きくなっています。真ん中の表、引下げを実施した事業所では-14.26%となっております、昨年より小さくなっています。右の表、改定を実施した事業所と実施しなかった事業所を合わせた、全体を平均した平均賃金改定率は1.8%と、昨年の1.1%より大きくなっています。Cランクを見ますと、引上げ実施が4.0%、引下げ実施は-6.2%で、全体合計では1.7%の引上げでございます。続いて、39ページ、第3表です。これは、賃金の引上げを実施した事業所を取り出し、そこでの引上げ率の分布の特性値を記載したものです。産業計・ランク計を見ていただくと、昨年と比較し、第1・四分位数が1.3で上昇、中位数が2.9で上昇、第3・四分位数が5.0で上昇、分散係数は下がっています。Cランクを見ますと、第1・四分位数が1.2、中位数が2.6、第3・四分位数が5.0、分散係数が0.73でございます。次に、40ページ、第4表です。第4表の①は、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと、賃金上昇率が昨年の1.5から2.1へと大きく上昇しています。ランク別で見ても、AからCまで全て上昇率が大きくなっています。次に41ページ、第4表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は1.5から2.0と上がっています。Cランクでは2.3から1.9と下がっています。パートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は1.5から2.1に上がっています。Cランクは1.4から2.5と大きく上がっています。次に42ページ、第4表の③は、表題にありますとおり、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計の欄の計のランク計は2.1から

2.5に拡大、Cランクでは2.6から2.7に拡大しています。改定状況調査の説明は以上になります。

○押野部会長

ただ今の説明について質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。続いて、そのほかの配付資料について事務局から説明してください。

○事務局：丹野

資料Ⅲ-1、46ページをご覧くださいと思います。こちらは、山形労働局が発表している労働市場月報、総務省と山形県がそれぞれ発表している消費者物価指数等の諸指数について全国と山形との指数を比較及び推移に係る表を作成いたしました。令和元年から令和4年までの平均及び最低賃金が改正された令和4年10月からの推移をまとめました。各指数についての動向につきましては、総括をご覧くださいと思います。雇用関係については、有効求人倍率になりますが、令和5年7月時点において全国は1.29倍で前月より0.01ポイントの低下。山形は1.39倍で前月より0.01ポイントの低下。物価関係につきましては、令和5年8月時点において、全国では前年同月比3.7%の上昇。山形は令和5年7月時点で前年同月比3.9%の上昇となっております。国内企業物価については、令和5年8月時点で3.2%の上昇です。賃金関係については、令和4年10月以降、名目賃金は全国及び山形で前年同月比で上昇しておりますが、実質賃金において全国では令和5年7月時点で前年同月比2.5%の低下。山形は令和5年6月時点で前年同月比4.1%の上昇となっております。全国と山形の格差は推移を見ていただきますと現在のところ、格差は縮小傾向にあります。令和4年10月から公表月までの単純平均を計算し掲載いたしました。ご覧くださいと思います。次にⅢ-2、47ページ、山形県が発表しております毎月勤労統計調査地方調査結果速報になります。先ほどご説明いたしました諸指標の基となっているデータですので後ほどご覧くださいと思います。めくっていただきまして、Ⅲ-3、77ページ、山形県経済動向月例報告になります。79ページをご覧くださいと、総括判断、個人消費、鉱工業生産については7月と8月で同様の判断がなされておりますが、雇用情勢については、雇用情勢は、改善が続いている。から、雇用情勢は、改善の動きに落ち着きがみられる。となっております。80ページ以降は判断の基となった各資料が掲載されております。82ページには全国及び東北の動向について掲載されており、全国的には、景気は緩やかに回復している。東北では、緩やかに持ち直している。とされております。99ページ、Ⅲ-4、山形県景気動向指数になります。100ページをご覧くださいと、直近3か月の動向が記載されており、6月の先行指数は93.7で前月から3.5ポイントの低下。一致指数は91.0で前月から1.0ポイントの低下、遅行指数は85.5で前月から0.2ポイントの低下といずれの指数も低下しております。116ページ、Ⅲ-5、山形県鉱工業指数になります。令和5年6月の季節調整済指数は102.2と前月より1.7%の低下となっております。116ページの中ほどに山形、東北、全国の推移がありますが、山形と東北は低下、全国的には上昇しております。142ページ、Ⅲ-6、日本銀行が発表しております、企業物価指数になります。Ⅲ-1作成の基となったものであります。後ほどご覧くださいと思います。148ページ、Ⅲ-7、山形県が発表しております、山形市の消費者物価指数になります。総合指数は106.4、生鮮食品を除く総合指数は106.1、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.0となっております。153ページ、154ページに山形市と全国における10大費目指数の推移が掲載されておりますのでご覧くださいと思います。157ページ、Ⅲ-8、令和5年7月分の雇用情勢になります。概況としましては、先ほども申し上げましたとおり、有効求人倍率は1.39倍で前月から

0.01 ポイント低下しております。また、山形県内の雇用情勢は、高水準を維持しているものの、改善の動きに落ち着きが見られる。今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。とされております。171 ページからは労働市場月報になります。Ⅲ－1 を作成する際の基となったデータでございます。後ほどご覧いただければと思います。資料の説明は以上になります。

○事務局：高橋

チラシ、リーフレットをいくつかお配りしております。まず、タレントの藤原紀香さんを起用しました山形県最低賃金900円のリーフレットでございます。それから、山寺が背景となっているチラシで地賃854円となっておりますけども特賃の方は現行のもので、お付けしております。それから、全国の地賃の答申状況でございます。それと業務改善助成金がより使いやすい制度にということで改善を図ったところでございますので、それらに関するリーフレットです。それと厚生労働省と経済産業省、中小企業庁と合同で助成金等についてのリーフレットを作成したものでございます。あと、よろず支援拠点ということで中小企業庁の取組になりますが、例えば、労働基準監督署の職員が監督指導で事業所を訪問する際に配って周知しているところがございます。そういう取組もしているところがございます。これらのことにつきまして、使用者団体や労働組合の皆様のご協力をお願いしながら、行政として周知・広報、利用促進に更に努めてまいりたいと考えております。それから、この専門部会終了後の打合せ会場を労働者側、使用者側それぞれ準備しております。後程事務局のほうでご案内いたします。

○押野部会長

ただ今の説明について質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、次回の第2回以降の各専門部会につきましては個別協議で金額審議を行うことになるかと思っておりますので、非公開としたいと考えますがこれについてご意見はございますでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。それでは、次回以降の各専門部会につきましては、非公開で行うことといたします。予定していた議事は以上ですが、委員の皆様からこの場で何かご発言はございますでしょうか。事務局から何かございますか。

○事務局：高橋

報告がございます。9月5日から明日までの期間ですが、四つの業種に係る特定最低賃金の改正決定について、関係労働者及び関係使用者からの意見を募っているところがございますけども、本日正午時点ではまだ特段の意見がないことをご報告申し上げます。明日までの受付になっております。

○押野部会長

それでは、委員の皆様、お忙しい中での審議となりますが、各専門部会において労使のイニシアティブを発揮して、十分な議論を重ねていただき、全会一致で結審できるようお願いいたします。本日の合同専門部会は、各委員の皆様のご協力によりまして、円滑に進めることができましたことに感謝申し上げます。これをもちまして、本日の合同専門部会を終了いたします。ありがとうございます。